

## 九州大学西新プラザ使用細則

平成16年度九大細則第8号  
施行：平成16年4月1日  
最終改正：平成29年3月31日  
(平成28年度九大細則第10号)

### (趣旨)

第1条 この細則は、九州大学西新プラザ規則（平成16年度九大規則第68号。以下「規則」という。）第5条第2項、第7条及び第10条の規定に基づき、西新プラザ（以下「プラザ」という。）の使用等について必要な事項を定めるものとする。

### (使用時間)

第2条 プラザの使用時間は、午前9時から午後8時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、規則第3条に規定する管理運営責任者（以下「管理運営責任者」という。）が特に必要と認めた場合には、使用時間の延長を許可することができる。

### (休業日)

第3条 プラザの休業日は、12月28日から翌年1月4日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、管理運営責任者が特に必要と認めた場合には、使用を許可することができる。

### (使用時間及び休業日の変更)

第4条 管理運営責任者が特に必要があると認めた場合には、前2条の規定にかかわらず、使用時間及び休業日を変更することができる。

### (使用手続)

第5条 規則第5条第2項の規定により、管理運営責任者の許可が必要な施設は、次の各号に掲げる施設とし、当該施設の使用許可を受けようとする者は、使用開始予定日の1年前から15日前までに、所定の使用願を研究・産学官連携推進部研究推進課に提出しなければならない。

- (1) 大会議室
- (2) 中会議室
- (3) 小会議室
- (4) 多目的室
- (5) 和室
- (6) 宿泊室
- (7) オフィス
- (8) 展示コーナー
- (9) 産学交流室
- (10) 資料室

### (長期使用の制限)

第6条 プラザの施設のうち、前条第7号、第9号及び第10号の施設については、使用を希望する期間が年度を超える場合は、年度毎に前条の使用願を提出しなければならない。

2 プラザの施設のうち、前条第6号の施設については連続して60泊、同条第7号、第9号及び第10号の施設については連続して36月を使用の制限期間とし、当該期間を超える期間の使用は許可しない。

3 前項の規定にかかわらず、管理責任者が特に必要と認めた場合は、前項の制限期間を超えて、使用期間の延長を許可することができる。

### (使用許可書の交付)

第7条 管理運営責任者がプラザの施設の使用を許可したときは、所定の使用許可書を交付するものとする。

### (使用心得)

第8条 プラザの使用心得は、管理運営責任者が別に定める。

### (事務)

第9条 プラザの管理運営に関する事務は、研究・産学官連携推進部研究推進課において処理する。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成16年度九大細則第31号）

この細則は、平成16年11月1日から施行する。

附 則（平成17年度九大細則第3号）

この細則は、平成17年9月1日から施行する。

附 則（平成18年度九大細則第5号）

この細則は、平成18年7月1日から施行する。

附 則（平成20年度九大細則第8号）

この細則は、平成20年10月1日から施行する。

附 則（平成23年度九大細則第18号）

この細則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成27年度九大細則第17号）

この細則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年度九大細則第10号）

この細則は、平成29年4月1日から施行する。